

令和 6 年度第 1 回

東京都後発医薬品安心使用促進協議会

議 事 録

令和 6 年 1 1 月 8 日

東京都保健医療局

(午後 5時00分 開会)

○竹中課長 お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから令和6年度第1回東京都後発医薬品安心使用促進協議会を開催いたします。

本日はお忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。私は、本協議会の事務局を務めます、保健医療局保健政策部保険財政担当課長の竹中でございます。座長が選任されるまでの間、進行を務めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

なお、今回はウェブ会議形式のため、ご発言いただく際のお願い等がございます。

初めに出席されている委員の皆様、画面をオンにいただけますでしょうか。会議中は画面を常にオンにしておいていただきますようお願いいたします。

また、ご発言のとき以外は、常にマイクはミュートにしてください。ご発言時にマイクをオンにするようお願いいたします。ご発言の際は、挙手などの合図でお知らせください。座長から指名を受けましたらミュートを解除いただきご発言をお願いいたします。その際は、初めにお名前をお名乗りいただき、可能な限り大きな声でご発言いただきますようお願いいたします。

また、音声トラブル等がございましたら、緊急連絡先にお電話いただくか、チャット機能等で事務局までお知らせください。

次に、資料の確認になります。配付資料につきましては、次第に記載のとおりでございます。ウェブでご参加いただいている委員の皆様には、事前にメールでお送りさせていただいております。

続きまして、会議の公開についてです。本協議会は公開となっております。本日は傍聴の方もいらっしゃいます。本日の会議資料及び議事録につきましては、ホームページで公開させていただきます。

それでは、まず初めに、今年度初めてということもありますので、本協議会について事務局からご説明させていただきます。資料1を御覧ください。

本協議会ですけれども、厚生労働省が各都道府県における設置運営を推進しております後発医薬品の使用促進のための協議会の位置づけでして、平成31年4月に設置したものでございます。

都民が安心して後発医薬品を使用できる環境の整備を目的に、後発医薬品の安心使用促進のための現状把握及び具体的な方策や関係者の理解促進・連携、都民に対する後発医薬品の正しい知識の普及啓発などを各分野の委員の皆様にご協議いただいております。

本協議会の検討の進め方でございますけれども、2枚目のスライドを御覧ください。

「東京都医療費適正化計画」の期間中における取組課題について検討を行うこととしておりまして、医療費適正化計画においては、後発医薬品に係る目標等の検討を行い、また、後発医薬品安心使用促進に向けた具体的方策、ロードマップにおいて、現行の第4期医療費適正化計画の期間である令和11年度までの取組に係る検討を行うこととし

ております。

資料の下段、令和6年度の進め方でございます。本日第1回の協議会においては、国が9月30日にロードマップを改訂したことを踏まえまして、東京都の改定版ロードマップの案をお示しし、考え方についてご協議いただければと思います。本日ご議論いただいた内容やご意見を踏まえまして、令和7年2月中旬ごろに予定しております第2回協議会においてロードマップの内容を決定し、今年度末に正式に改定公表を考えております。

本協議会につきましては、以上になります。

続いて、委員をご紹介します。会場でご参加いただいている委員、ウェブでご参加の委員の順に、お配りしております委員名簿に沿って、名簿の順にご紹介させていただきます。恐縮でございますが、役職等につきましては名簿のとおりでございますので、お名前のみご紹介させていただきます。またその際、画面に目札等の合図をいただければ幸いです。

それから、今年度新たにご就任いただいた委員の方に置かれましては、簡単な自己紹介もいただけると幸いです。

それでは、名簿の順に沿ってご紹介いたします。

まず、会場参加の池田委員でございます。

○池田委員 国際医療福祉大学医学部の池田でございます。今回初めて参加させていただきます。公衆衛生学の教員をしております。また、日本ジェネリック医薬品・バイオシミラー学会という学会の設立当初から関わっておりまして、後発品の普及促進には関心を持っております。よろしくお願いいたします。

○竹中課長 続きまして、ウェブ参加の委員をご紹介します。

小野委員です。

鳥居委員です。

西崎委員です。

宮川委員です。

小川委員です。

金内委員です。

加藤委員は欠席とのご連絡を頂いております。

桃原委員です。

紙田委員です。

○紙田委員 今回から参加させていただきます。健康保険組合連合会東京連合会の専務理事の紙田です。よろしくお願いいたします。

○竹中課長 柴田委員です。

倉田委員は欠席とのご連絡を頂いております。

金子委員です。

続きまして、川田委員からは欠席のご連絡を頂いております。

吉井委員からも欠席のご連絡を頂いております。

松田委員です。

後藤委員です。

河島委員です。

○河島委員 今回初めて参加いたします。多摩市保険年金課長の河島と申します。よろしくお願ひいたします。

○竹中課長 続きまして、東京都保健医療局の事務局職員を紹介させていただきます。
保健政策部長の小竹。

○小竹部長 お願いします。

○竹中課長 地域保健担当部長の井上。

○井上部長 よろしくお願ひいたします。

○竹中課長 国民健康保険課長の千葉。

○千葉課長 よろしくお願ひいたします。

○竹中課長 健康安全部から食品医薬品安全担当部長の早乙女。

○早乙女部長 よろしくお願ひいたします。

○竹中課長 薬務課長の中島。

○中島課長 よろしくお願ひいたします。

○竹中課長 薬事監視担当課長の渡辺。

○渡辺課長 よろしくお願ひいたします。

○竹中課長 以上でございます。

それでは、ここで開会に当たりまして、保健政策部長の小竹から委員の皆様へ一言ご挨拶を申し上げます。

○小竹部長 改めまして東京都保健医療局保健政策部長の小竹でございます。開催に当たりまして一言ご挨拶させていただきます。

皆様には、日頃から東京都の保健医療行政にご支援、ご協力をいただきまして心より感謝申し上げます。また、ご多用のところ本協議会にご出席を賜りまして、重ねて御礼申し上げます。

さて、後発医薬品をめぐる現状ですが、使用割合の数量シェアが約8割に達しまして、着実に使用促進が進む一方で、製造業者の品質不祥事に端を発する安定供給の確保が困難な状況が続いております。こうした中、安定供給が前提となりつつも、持続可能な形で後発医薬品の安心使用促進の取組を関係者の皆様とともに進めていく必要がございます。

委員の皆様には、それぞれのお立場から忌憚のないご意見をお聞かせいただき、ご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。冒頭の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○竹中課長 それでは、本日は令和6年度初めての後発医薬品安心使用促進協議会でございますので、座長の選任を行いたいと存じます。資料の「東京都後発医薬品安心使用促進協議会設置要綱」を御覧ください。

要綱第5の規定により、座長は委員が互選することとなっております。座長の選任につきまして、ご意見等ございますでしょうか。

鳥居委員、お願いいたします。

○鳥居委員 東京都医師会の鳥居でございます。座長の選任ということですが、池田委員に座長をぜひお願いできればと思っております。国際医療福祉大学教授の池田先生は、医療経済の専門でございますし、この分野での第一人者ということで適任だと思いますので、ご推薦させていただきます。よろしくお願いいたします。

○竹中課長 ただいま池田委員とのご意見がございましたが、皆様、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、皆様にご賛同いただきましたので、池田委員に座長をお願いしたいと存じますが、池田委員、よろしいでしょうか。

○池田委員 承知いたしました。

○竹中課長 それでは、池田委員にこれからの議事の進行をお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○池田座長 それでは、ご指名いただきましたので、これからの進行をさせていただきますと思います。初めての参加でございますし、いろいろお詳しい皆様からいろいろ教えていただきながら進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入る前に副座長の指名をさせていただければと思います。東京都後発医薬品安心使用促進協議会設置要綱第5第2項によりまして、座長が指名することとされておりますので、私から指名させていただきたいと思っております。

副座長につきましては、薬事行政等に造詣の深い東京大学大学院の小野先生にお願いできればと思いますが、先生、いかがでございましょうか。

○小野委員 承知いたしました。

○池田座長 どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、早速で恐縮ですが、小野副座長から一言ご挨拶を頂ければと思います。よろしくお願いいたします。

○小野副座長 委員の皆様方の意見交換が円滑に進みますように協力いたしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○池田座長 ありがとうございます。

それでは、議事に入らせていただきます。

まず、(1)報告事項のうち、「後発医薬品の使用割合の状況」につきまして、事務局からご報告をお願いいたします。

○竹中課長 それでは、ご説明いたします。

「後発医薬品の使用割合の状況」につきまして、お手元の資料2を御覧いただけますでしょうか。

まず1つ目は東京都における後発医薬品の数量シェアについてですが、NDBデータで見ますと、令和5年3月実績で78.0%となっております。前年同月比1.4ポイントプラスとなっております。上昇傾向ですけれども、目標である80%以上には届いていないという状況でございます。

また、数量シェアを調剤医療費で見ますと、令和6年3月実績で81.9%となっており、対前年同月比1.7ポイントプラスとなっております。こちらも増加傾向が続いております。

次に、今年度、国において新たな目標値として設定しました後発医薬品の金額シェアについてですけれども、NDBデータで見ますと、令和4年度実績で46.4%となっております。前年同月比3.2ポイントプラスとなっておりますが、目標値である65%には届いておりません。

続きまして、バイオ後続品の数量シェアについてですけれども、同じくNDBデータで見ますと、令和4年度実績が32.9%となっております。なお、この32.9%ですけれども、今年度、国が新たな目標値としました数値とは考え方が異なりますので、その点は後ほどご説明いたします。

次のスライドになります。

こちらは、参考として後発医薬品使用割合のうち、数量シェアの実績把握方法についてまとめております。把握方法は大きく3種類ございまして、それぞれ集計しているデータや用途が異なります。

このうち、国はマクロでの数値の把握を薬価調査で、都道府県別の数値の把握をNDBデータで行っております。東京都医療費適正化計画の実績値の把握もNDBデータで行っております。

続きまして、次のスライド、3枚目になります。

全国の後発医薬品の数量シェアでの使用割合を記載しております。令和5年9月時点で80.2%となっております。こちらは薬価調査から見たものになります。

続きまして、スライドの4枚目です。ここからが東京都の実績になります。

まず、数量シェアをNDBデータから見た推移でございますけれども、こちらは令和5年3月時点で78.0%となっております。増加傾向にあります。全国平均の81.2%には届いておらず、都道府県別に見ると44位となっております。

続きまして、スライドの5枚目ですが、ここからは数量シェアを調剤医療費から見た推移でございます。こちらは、令和6年3月時点で81.9%となっており、全国平均の85.3%には届いていないものの増加傾向にございます。都道府県別で見ますと46位となっております。

続きまして、スライドの 6 枚目です。こちらが、同じく調剤医療費から見た都内の区市町村別の使用割合でございます。

全区市町村とも着実に増加傾向にございます。全体的に市部のほうが区部と比べて高い傾向にあることが分かるかと思えます。

続きまして、スライドの 7 枚目です。こちらは、処方せん発行元医療機関別の使用割合でございます。

こちらはどの区分においても着実に増加しております。このうち、大学病院については、全国と同様に比較的低い割合で推移しておりますが、表の一番右、平成 29 年度からの増加で見ますと、14.2 ポイントとなっており、最も高い増加幅となっております。

続きまして、スライドの 8 枚目です。こちらは、保険者種別ごとに見た使用割合でございます。

後期高齢者と国保組合、市町村国保が低くなっておりまして、これは全国的に見ても同様の傾向でございます。表の一番右、平成 29 年度からの増加幅で見ますと、どの保険者種別で見ても全国の増加幅を上回っている状況でございます。

続きまして、スライド 9 枚目です。こちらが今年度改正されました国の第 4 期医療費適正化基本方針において、新たに目標値として設定された金額シェアの推移でございます。

東京都は令和 4 年度実績で 46.4 % となっており、全国平均の 51.0 % には届いておらず、都道府県別に見ると 45 位となっております。

続きまして、スライドの 10 枚目です。こちらも新たに目標値として設定されましたバイオ後続品の数量シェアについてです。

東京都は令和 4 年度実績で 32.9 % となっておりまして、全国平均の 36.0 % には届いておりませんが、都道府県別で見ると 34 位ということで他の使用割合よりは上位に位置している状況です。

また、ここでの 32.9 % は、新たな目標数値とは異なる考え方ということで、次のスライド 11 枚目でご説明いたします。

新たな目標値は、右上のコメント吹き出しにありますとおり、「成分別に、数量シェアが 80 % 以上に達する数が、全体の成分数のうち 60 % 以上」というものでございます。

東京都の令和 4 年度の実績で見ますと、80 % に達している成分は、名称のところを赤い四角で囲んであるこの 2 つでございまして、新たな目標値の考え方でいきますと、「2 成分／16 成分」ということで、12.5 % が実績ということになるので、ここは注意する必要があります。

後発医薬品使用割合の状況についての報告は以上になります。よろしくお願いいたします。

○池田座長 ありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの報告について、ご質問等はございますでしょうか。特段ございませんか。それでは、もし後ほど何かございましたら、またご質問いただければと思います。

それでは続きまして、（１）報告事項のうち「後発医薬品の安心使用促進に向けた令和５年度・令和６年度取組」について、事務局から報告をお願いいたします。

○竹中課長 それでは、ご説明いたします。

まず、東京都における取組についてですけれども、現行のロードマップとの関連を前置きとしてご説明させていただきますので、資料３を御覧ください。

令和元年度から本協議会を設置しまして、令和２年度に後発医薬品の安心使用促進に向けた具体的な方策としてロードマップを策定しております。

令和３年度以降、「安定供給」「品質に対する信頼性の確保」「情報提供の方策」「使用促進に係る環境整備」の４つをロードマップの柱としまして、それぞれに対応した取組を実施してきたところでございます。

ここから昨年度、令和５年度取組についてご報告いたします。資料４を御覧ください。

１つ目ですけれども、継続的な取組として、普及啓発リーフレットを都のホームページに掲載しております。また、子育てひろば職員研修においても、子育てひろばの職員を対象にこれらのリーフレットを用いた普及啓発を実施しております。

続きまして、医療関係者向けの講演会も継続的に開催しております。令和５年度は、「医療用医薬品の安定確保について」「かかりつけ医からみた地域フォーミュラリ」についてご講演いただきました。スライド３枚目に、これまで開催した講演会の内容等もまとめておりますので、参考までに御覧ください。

スライドの４枚目に移ります。こちら継続した取組でございまして、区市町村などにおける後発医薬品使用促進の取組を支援するため、地域別ジェネリックカルテを作成しております。医療機関、薬局、患者、それぞれの状況を体系的に整理したもので、地域の使用割合を把握し、地域の関係機関と連携した取組を推進していただくことを想定しております。

区市町村国保での活用事例ですが、普及啓発の参考として、あるいは薬剤師会への情報提供、国民健康保険運営協議会での資料としてご活用いただいております。

続きまして、令和６年度取組状況についてご報告いたします。資料５を御覧いただけますでしょうか。

まず、１つ目の「普及啓発リーフレットのホームページ掲載」、２つ目の「子育てひろば職員研修での周知」、３つ目の「医療関係者向け講演会の開催」については、今年度においても継続して実施の予定でございます。

今年度の医療関係者向け講演会につきましては、厚生労働省の方に講師を依頼し、今

回国が改訂しましたロードマップや安定供給の確保に向けた取組について講演いただく予定でございます。

続きまして、スライドの２枚目です。

地域別ジェネリックカルテについてでございますが、こちらは一部新規としておりますとおり、今年度、機能の改修を予定しております。

改修については、区市町村にとってこれまで以上に普及啓発の参考や関係機関との協議をしやすいデータを提供することに加え、差額通知の送付対象者を抽出する際に、効果的な対象者抽出や、効果検証を実施しやすい環境を整備することを目的としております。具体的には、性別・年齢別、薬効分類別に各自治体と東京都の合計の比較が可能な帳票やグラフを加えることを予定しております。

スライドの３枚目、４枚目にそれぞれのグラフのイメージを掲載しておりますので、参考までにご確認いただければと思います。

東京都における取組のご報告はここまでで、続きまして、都が把握しております区市町村国保保険者における取組をご紹介します。資料６を御覧いただけますでしょうか。

まず、上段の自己負担差額通知の送付につきましては、６１保険者で実施しております。未送付の保険者におきましても医療機関との連携や広報紙の活用により普及啓発を実施しております。

また、下段の後発医薬品希望カードは２５保険者、希望シールは４３保険者において配布を予定しているとのことです。

続きまして、スライドの２枚目からですが、各区市における使用促進に向けたそのほかの取組例をご紹介します。

まず左側、荒川区では、後発医薬品の普及啓發文の入ったグッズ、カイロやマスクケースなどを作成しまして、年齢層に応じて保育園や高齢者の通いの場などで配布しているとのことです。

また、右側は試行中とのことで自治体名はお出ししておりませんが、マイナンバーカードの普及に合わせまして、地区の薬剤師会と連携して、勸奨記事付きのマイナンバーカードケースの配布を今月以降予定しているとのことです。

最後に、スライドの３枚目です。こちらは、１０月に連携協定が締結されスタートした小平市の取組です。小平市では、市の薬剤師会と武蔵野大学との３者で産学官連携の協定を締結し、後発医薬品の使用促進に取組を開始したところです。

今後、薬効分類別に、地域での薬剤使用状況や医薬品の品質、有効性などの調査・分析を行っていく予定とのことで、科学的根拠に基づく適切な情報提供と質の高い薬物療法の提供により、市民が安心して後発医薬品等の選択が可能になることなどが期待されるとのことです。

ここまでの、後発医薬品の使用促進に向けた取組の報告になります。よろしくお願

いたします。

○池田座長 ありがとうございます。

ただいま、東京都、区市町村国保における取組についてご報告いただいたところでございますけれども、ご報告いただいた内容につきまして、委員の皆様からご質問、ご意見等を伺えればと思いますが、いかがでしょうか。

特段ございませんか。そうしましたら、私から1つ伺えればと思います。

これらの取組、非常に有益なもの、大変だと思っておりますけれども、これらの効果検証といたしますか、評判であるとか、あるいは改善点であるとか、それらについての調査などされていらっしゃるのか伺えればと思います。

○竹中課長 例えば、区市町村国保の保険者に関して言えば、毎年、後発医薬品の使用促進の取組状況の定例的な調査を行っておりまして、そういった中で先ほどご報告しました区市町村における取組や個別の工夫などの情報を把握しております。

それを受けて、毎年国保課で実地検査なども行っていますので、そういった中で、他の保険者の参考となる取組を情報提供したり、好事例と思われる取り組みをされている場合はヒアリングで深掘りして情報収集したりして、それを、また他の保険者に展開すると、そういった形を取っております。

そのほか、後発医薬品の使用状況に関するデータは随時提供するという形を取っております。ただ、まだまだ工夫はいろいろしていかなければと思っております。

以上になります。

○池田座長 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様からいかがでしょうか。ご意見等はございますでしょうか。

それでは、また私から。今回の取組の中に直接関連していることではないかもしれませんが、話題になっていることとして、本年10月から後発医薬品のある先発医薬品、いわゆる長期収載品の選定療養の仕組みが始まりまして、これに関して、事前の情報をあまり知らない方がいろいろと質問されたりということもございまして、若干混乱していることもあるように聞いております。

また、関係者の皆様に関しましては、様々なご対応をいただいているところかと思いますが、現場からのご意見ということで、急な指名で恐縮でございますが、東京都薬剤師会の宮川委員からご意見、あるいは情報の共有などいただければと思いますが、いかがでしょうか。

○宮川委員 東京都薬剤師会の宮川でございます。

今ご質問いただきました選定療養の件、現場からのお話をさせていただく前に、先ほどの区市町村国保の取組の話に戻ってしまって申し訳ないのですが、小平市の大学と薬剤師会との産学官連携の取組のお話をされていましたが、私はちょうど地元がそこなので、多少お話を伺っています。

きっかけとしては薬剤師会から声かけさせていただいたのですけれども、医療費適正

化も含めて後発品の使用促進等々には、小平市がしっかりと積極的に、情報の提供も含めて前向きに取り組んでくださったので、おそらく今始まったばかりだと思うのですけれども、状況を見て後発品の使用促進等につながっていけばいいかなと考えております。ほかの行政や薬剤師会も同様な働きができればいいかなと少し感じたところでございます。

併せて、選定療養についてご報告させていただきますが、ちょうど東京都薬剤師会は10月から始まったこの選定療養に関しまして、会員の先生方を対象に対応の状況調査を先日させていただいたところでございます。

462件のご回答を頂いたのですが、その中で非常に興味深かったのは、薬局にいらっしゃる患者さんに当然選定療養のお話をさせていただくのですが、その中で、話しても「何それ。初めて聞くわ」とかおっしゃるように、この調査では、6割ほどの患者さんがほぼ理解されていなかったという結果が出てまいりました。

これはいろいろな要因があるかもしれませんが、1つ大きな事項としては、国からの事前の周知が足りていないのかなというのは大きく感じたところでございます。

確かに選定療養は、後発品の使用割合をアップしていく点からは一定の効果があると思うのですが、制度開始とともに、そのせいで新たな製剤の供給が停止になったりとか、非常に本末転倒なことになっておりまして、安心して後発品を使用推進していくことを考えると、一定程度効果がある選定療養を、国からしっかりさらなる周知を図っていくことと、安定供給に関しての取組を国に対して働きかけていくことが必要なのかなと感じた次第でございます。

私からは以上です。

○池田座長　ありがとうございます。

本件、事務局で参考資料1ですかね、資料をご準備いただいているということですので、委員の先生方、お分かりの方が多いたと思いますが、傍聴の方もいらっしゃるということでございますので、参考資料1について少しご提示いただくことはできますでしょうか。簡単にご説明をお願いします。

○竹中課長

長期収載品の選定療養については、今年度の診療報酬改定のタイミングで10月から導入されたものでございます。ポイントとしては、後発品の使用促進のため、というところにあるのですが、こちらの表にございますとおり、患者さんが後発品ではなくて長期収載品を希望した場合に、後発品の最高価格帯と長期収載品の価格差の4分の3を保険給付し、残りの4分の1を患者さんが特別の料金として負担とする、つまり、特別の料金として徴収するものになっております。

国から保険者には、9月25日付の事務連絡で、被保険者への制度周知の協力依頼があり、10月1日から制度運用が始まった、という状況でございます。

簡単ですけれども、以上になります。

○池田座長　ありがとうございます。

これによって後発医薬品の使用促進には非常に効果があるかと思いますが、一方でどうしても先発医薬品という方にとっては負担が増えるということで、急なことで驚いた方もいらっしゃると思います。

本件を含めまして、そのほか使用促進に関連したことでご意見、ご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

では、何かございましたら、また後ほどご意見いただければと思います。

宮川委員からもお話がございましたように、こうした後発医薬品の使用促進を図っていくためには、前提としての安定供給、さらには品質の確保というものが大変重要でございます。引き続き、関係者の皆様におかれましては、これらの点に対しましても取り組みいただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、次に進みたいと思います。

次に、（２）「東京都後発医薬品安心使用促進に向けた具体的方策（ロードマップ）の改定」につきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

○竹中課長　それでは、本日ご協議いただきたい事項です。ロードマップの改定についてです。資料７－１を御覧ください。

まず改定の流れですけれども、国は本年９月３０日に後発医薬品の品質問題に端を発する供給不安の解消や適正使用の推進などに向け、後発医薬品の使用に係るロードマップを、名称も含め改訂したところです。それを受けまして、東京都においても後発医薬品の安心使用を促進していく取組を整理し、ロードマップを改定するものです。

国の改訂の概要ですけれども、中段になります。

まず、令和１１年度末を達成時期とした新目標を設定した点でございます。国は現下の医薬品の供給不安に係る課題への対応を基本としつつも、後発医薬品を用いた医療を持続可能な形で進めていくことに資するものとするとともに、医療費適正化を不断に進めていく観点やバイオ後続品使用促進の政府目標等を踏まえ、主目標と２つの副次目標を設定しております。

まず主目標ですが、こちらは後発医薬品の数量シェアです。「医薬品の安定供給を基本とした上で全ての都道府県で８０％以上」となっております。これは令和５年度末までとしていた終期を延長して、数値を継続したというものになっております。

新たな目標としては、２つの副次目標がありますが、まず１つ目として、「バイオシミラー（バイオ後続品）が８０％以上を占める成分数が全体の成分数の６０％以上」。２つ目として、「後発医薬品の金額シェアを６５％以上」というものが設定されております。

これら新目標の達成に向けた取組についてですけれども、国は改訂版のロードマップにおいて、名称にもあるとおり、後発医薬品を中心とした医薬品の供給不安に係る課題への対応を基本とした上で、後発医薬品を適正に使用していくための取組を整理してい

ます。

なお、バイオ後続品の使用促進の取扱方針については、特性や開発状況等が後発医薬品と大きく異なるというところで、ロードマップの別添として整理されております。

こういった状況を踏まえまして、東京都におけるロードマップ改定の考え方について、大きく3点ご説明いたします。

まず1つ目、数値目標及び達成年度につきましては、政府目標や国の改訂版ロードマップの趣旨を踏まえて設定したいと考えております。

2つ目、新目標達成に向けた取組については、基本的には現行のロードマップでの取組を継続しつつ、現下の後発医薬品及びバイオ後続品の使用促進に係る課題に対応する上での都道府県の役割を踏まえたものとしたいと考えております。

最後3つ目、現行のロードマップは最初に策定したときから変わりはないものですが、今回の改定を機に全体的に構成を見直すとともに、後発医薬品使用促進に係るこれまでの経過や取組を前段に置きまして、ロードマップの本体を後段に記載する構成に見直したいと考えております。

これらの3つの改定に係る考え方の下、改定案を作成しました。資料7-2を御覧ください。

スライドの2枚目ですが、冒頭に、改めてロードマップの目的を記載しております。

それから目次を御覧ください。大きく3つの構成としておりまして、1つ目は「後発医薬品等使用促進に関する取組の経過」として、国の目標設定やロードマップの策定の経過、安定供給・品質確保に関する国の動向、そして今回の国のロードマップ改訂についてまとめております。

2つ目「東京都の現状」ですが、こちらは本日の報告事項としても報告させていただいたような東京都の後発医薬品の使用状況やこれまでの取組、そして東京都のロードマップ改定についてまとめております。

3つ目が本日主にご議論いただきたいところでございます。「令和11年度までのロードマップ」として、基本的な考え方と取組の内容について記載しております。

この目次の1つ目と2つ目につきましては、本日これまでご説明した内容と重複するので説明につきまして割愛させていただき、3つ目の「令和11年度までのロードマップ」についてご説明いたします。

資料右下8ページ、スライドでいうと9枚目を御覧ください。

まず基本的な考え方ですが、都が目指すべき姿として、「後発医薬品の信頼確保と安定供給を大前提とした上で、都民や医療関係者が後発医薬品を安心して使用できるよう、理解促進・環境整備を図る」としております。

続きまして、東京都の目標設定についてですが、先ほど改定に係る考え方としてご説明しましたとおり、政府目標や国の改訂版ロードマップの趣旨も踏まえまして、主目標として、後発医薬品の数量シェアを令和11年度末までに80%以上、副次目標としま

して、後発医薬品の金額シェアを令和11年度末までに65%以上。それから、バイオ後続品についても、同じく令和11年度末までにバイオ後続品に80%以上置き換わった成分数が全体の成分数の60%以上。こちらの3つを設定したいと考えております。

続きまして、次のページで、東京都の取組の柱についても、現行のロードマップでの取組を継続しつつ、現下の後発医薬品の及びバイオ後続品の使用促進に係る課題に対応する上での都道府県の役割を踏まえるという改定の考え方から整理してございます。

後発医薬品を用いた医療を持続可能な形で進めていくために大前提となる、安定供給・品質確保に向けた取組を継続する。

都民や医療関係者が後発医薬品を安心して使用できるよう、使用環境の整備に向けた取組を継続する。

バイオ後続品が、いわゆる化学合成品の後発医薬品とは特性や使用状況、開発状況が異なることや認知度が低いという実態に留意しつつ、バイオ後続品の普及啓発を実施する。というものでございます。

続きまして、次のページになります。これらの取組の柱ごとに取組の方向性や取組例を記載しております。取組例につきましては、あくまで例でございまして、時々状況の変化に応じた取組を検討していく予定です。

最後のページ、こちらはそれぞれの取組例について、実施時期の概略を示したものになります。

基本的には、これまで継続的に実施してきた取組であるため、令和7年度以降も引き続き実施する予定としておりますが、下段の「バイオ後続品の普及促進」の中の医療関係者に対する動画配信形式による講演会等については、国において「令和8年度末を目途に状況を点検し、必要に応じて目標のあり方を検討する」としておりますので、検討の経過を踏まえながら令和9年度からの開始を予定しております。

以上がロードマップの改定の考え方と改定案の説明になります。よろしくお願いいたします。

○池田座長　ありがとうございました。

厚生労働省が本年9月30日に改訂いたしました「安定供給の確保を基本として、後発医薬品を適切に使用していくためのロードマップ」を踏まえまして東京都のロードマップも改定するという事で改定の考え方及び改定案についてご説明いただきました。

この改定の考え方並びに改定案につきまして、委員の皆様からご意見等を頂ければと思いますが、いかがでございましょうか。

鳥居委員、お願いいたします。

○鳥居委員　東京都医師会の鳥居でございます。いろいろありがとうございます。

今、ロードマップが出ましたけれども、安全安心が必要だと思いますし、安定供給ということ、現場では今、薬が非常に不足して困っております。後発品だけではなく先発品も今少なくなっているという状況ですので、安全はもちろんですけども、安心は普

及啓発があります。そして、安定供給は卸の方々とか、いろいろな製薬の方々の協力を得ないとならないと思いますけれども、ぜひお願いしたいと思います。

現場では、10月1日からの選定療養制度の導入によって、先発品でなければいけない理由を書かなければいけないという形になったものですから、おそらく多くは一気に後発品に移行すると思われます。ですから、ロードマップの目標値のパーセントはかなりよくなると思いますけれども、安定供給の面で非常に不安があるところであります。ぜひ、その辺をよろしくお願いできればと思います。

あとはバイオシミラーの問題ですけれども、これはまだ確立していないものもありますので、状況を見ながらということで、ぜひこちらも安心安全、安定供給ということが一番の柱にしていただければと思います。

こちらからは以上であります。

○池田座長 ご意見ありがとうございます。

ほかにご意見等、ございますでしょうか。

宮川委員、お願いいたします。

○宮川委員 ありがとうございます。東京都薬剤師会、宮川でございます。

今、ロードマップの中で国の目標値が出ておりましたけれども、副次的目標ではあったのですが、今までの数量ベースに対して金額ベースで副次的目標ができたと思うのです。数量シェアと違って薬価の改定が毎年行われている中で、当然実勢価格に応じて薬価というのは毎年下がっていくものが大多数ですが、特に後発品に関しては、先発品に比べると金額が下がっていく割合がかなり激しいです。下落率が高いとか大きいといえますか。ということは、金額シェアで見えていくと、数量シェアと違っておそらくかなり変動が出てくるのではないかという気がするので、この数値的な意味というのを、副次的目標ではありますけれども、理解しながらいろいろロードマップを立てていったほうがいいのかという気はしております。

以上でございます。

○池田座長 ご意見ありがとうございます。

単価がいろいろ変わるものに関して金額シェアを一律の目標で挙げていくというのは実態と合わないところもございますので、そこは注意しながら数字を見ていく必要があるかと感じております。

ほかにご意見ございますでしょうか。特にございませんでしょうか。

そうしましたら、最初に資料7-1で示していただきました数値目標達成年度について、政府目標や国の改定ロードマップの趣旨を踏まえて設定するということについては、特にご異論ないということで理解してよろしいでしょうか。ただ、金額シェアの数字の解釈については、いろいろ注意が必要だということかと思えます。

また、新目標達成に向けた取組は、基本的に現ロードマップのものを継続しつつ、現下の後発医薬品、バイオ後続品の使用促進に係る課題に対応する上での都道府県の役割

を踏まえたものとする、この方針についても特にご異論ないということによろしいでしょうか。その中で、特にバイオシミラーを含めまして安心安全、安定供給といったところについても、そういう不安を払拭するような形での取組も十分に留意して改定していくということによろしいでしょうか。

(異議なし)

そうしましたら、3つ目の考え方ということで、全体的に構成を見直すとともに、後発医薬品使用促進に係るこれまでの経過や取組も記載するという、資料7-2の前半部分がこれまでの取組の経過、要点をしっかりとまとめていただいておりますので、こういう形で構成を見直していくということについてもご異論ないということによろしいでしょうか。

(異議なし)

そうしましたら、この方向で改定作業を進めていただくということによろしいかと思いますが、何か追加のご発言等ありましたら、どうぞお願いいたします。

特にございませんでしょうか。

それでは、これまで議論されたことで遡って、振り返って何かご発言は何かございますか。こちらについても特にございませんか。

鳥居委員、お願いいたします。

○鳥居委員 東京都医師会の鳥居でございます。度々申し訳ありません。

医療経済的に考えると、医療費を適正化するという点では後発品は不可欠なものでありますけれども、患者さんの中では不安を抱えている人もいます。それから、今回の選定療養に関しては疑問を感じている人もいますので、ぜひ普及啓発、都民、住民に対しての十分な説明をしていただけると、現場の医師、薬剤師さんも、今、薬剤師さんのところでは大変な負担がかかっているようでありますので、ぜひ普及啓発をよろしくお願いできればと思います。よろしくお願いいたします。

○池田座長 貴重なご意見ありがとうございます。

東京都におかれましても、一般の患者様の不安を払拭できるような様々な形での普及啓発により一層取り組んでいただければと思っております。また、その経過につきましては、こちらの協議会でもまたご報告いただければと思います。

あとよろしいでしょうか。

それでは、本日予定していた議事は以上になります。ほかにご意見等ございませんでしょうか。特になければ、その他、事務局から連絡事項あれば、お願いいたします。

○竹中課長 本日はいろいろなご意見を頂きありがとうございました。

事務局から連絡事項がございます。次回の開催日程でございますが、2月以降を予定しております。改めて日程調整をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。委員の皆様、最後までご議論どうもありがとうございました。

○池田座長 それでは、以上をもちまして、令和６年度第１回東京都後発医薬品安心使用促進協議会を終了させていただきます。長時間にわたりましてありがとうございました。

（午後 ５時５８分 閉会）